更新日: 平成 23 年 10 月 26 日

## 東京電力指定の診断書の取扱い等に関するQ&A

東京電力株式会社福島原子力補償相談室

東京電力では、福島第一原子力発電所の事故で被害に遭われた、「避難等対象 区域」の個人に対して、「生命・身体的損害」として医療費等の支払いを行って おります。

この医療費等の請求にあたっては、被害に遭われた個人が医療機関の作成した診断書を添付する必要があります。

そのため、福島県内の医療機関のみならず、全国の医療機関において、この診断書の作成に関わっていただく必要があることから、その主な内容についてQ&Aを作成いたしました。

- 1.診断書全般について
- (O)診断書の取扱いに関して、医療機関に対する手引き書はあるのか。
- (A)被害者に送付されている「補償金ご請求のご案内」に別紙のとおり、記載要領がございますが、ご不明な点につきましては、東京電力(株)福島原子力補償相談室にお問い合わせください。
- (Q)診断書の取扱いに関して、医療機関に対する相談窓口はあるのか。
- (A) 東京電力(株) のコールセンターへご連絡をお願いいたします。

東京電力(株)

福島原子力補償相談室

電話:0120-926-404

- (Q)福島第一原発の事故とその後の避難生活の起因の有無について、詳細な 経緯を知らない他都道府県の医療機関等は何を以って判断するのか。
- (A)診察いただいた時の所見の範囲でご判断いただいて結構です。避難生活 との因果関係が解らなければ、「不明」にチェックいただいて結構です。な お、お問い合わせのお電話をさせていただくことがありますので、その旨 ご承知置きください。
- 2.診断書作成料(文書料)について
- (Q) 東京電力指定の診断書以外は認められないのか。
- (A) 東京電力指定の診断書と同一の証明項目があれば別の書式でも問題ありません。
- (Q)診断書作成料(文書料)は各医療機関の定める費用でよいか。
- (A) 結構です。
- (Q)審査の結果、医療費や慰謝料が支払われないこととなった場合でも、診断書作成料(文書料)は支払われるのか。
- (A) お支払いします。
- 3.診断書の効力について
- (Q)東京電力指定の診断書では、「原発事故による避難生活に起因の有無」として「避難生活の影響なし」の欄が設けられているが、ここにチェックした場合、個人に対する賠償金は支払われるのか。
- (A)避難生活との因果関係がなければ、お支払いはできません。

- 4.診断書に記載する内容の個人情報の保護について
- (Q)東京電力指定の診断書では傷病名を記載することとしているが、個人情報の保護の観点から問題はないか。
- (A)あくまで本人から、東京電力に提出することとなりますので、個人情報の開示について本人の承諾が得られているものと考えられ、個人情報保護の観点からは問題ないものと考えおります。なお、お預かりした個人情報を同社の個人情報保護方針に則って適切に取り扱っております。

## 5. その他

- (Q)患者一部負担金は多くの場合免除されていると思うが、通院のための交通費等の請求を行う場合でも診断書は必要か。
- (A) 東京電力が通院交通費及び通院慰謝料を請求するための証明書を用意します。
- (Q)10万円未満の医療費等を慰謝料としているが、その意味は。また、慰謝料を請求する場合でも診断書は必要か。
- (A)東京電力の賠償基準では、被害者の医療費負担を迅速に処理する観点から自己負担累計額10万円未満までは、診断書の提出なく支払いを実施します。ただし、通院慰謝料については、医療費の自己負担累計額10万円にはカウントいたしませんが、避難との因果関係が必要なため、診断書または通院証明書による証明が必要になります。
- (Q)医療保険請求ができない薬や治療費は賠償の対象となるのか。
- (A) 医師の処方のあるものであれば支払います。
- (Q)避難所における救護活動として行われた医療行為は慰謝料に該当するのか。
- (A)該当します。

以上

## 別 紙

(補償金ご請求のご案内 個人さま用A より抜粋)

東京電力株式会社 宛 診断書(医療証明書) カルテ番号 M·T 氏 名 Ш⊞ 正子 42 年 **3** 月 **3** 日生 **XX** 歳 女 (S)H 傷病名 1 XXX 2 初診 平成23 年 5 月 15 日 初診  $\Box$ 初診  $\Box$ 終診 平成23 年 9 月 28 日 月  $\Box$ 終診 狂 終診 缶 月 上記のうち 上記のうち 上記のうち 診療期間 入院 平成23 年 5 月 15 日 月 年 月 入院 年  $\Box$ 入院 退院 平成23 年 5 月 21 日 退院 年 月 退院 年 月 転帰 平成23 年 9 月 28 日 転帰 缶 月  $\Box$ 転帰 缶 月  $\Box$ 治癒,中止,加療中,転医,死亡) (治癒・中止・加療中・転医・死亡) (治癒・中止・加療中・転医・死亡) 平成23 年 3 月 12 日頃 日頃 日頃 年 発症•受傷時期 1.医師推定 1.医師推定 1.医師推定 2.患者申告による 2.患者申告による 2.患者申告による 既往症の有無 1.なし (2.)あり 傷病名(XXX ) 前医または 1.なし (2.)あり 病院名( ○×病院 ) 紹介医の有無 ☑ 避難生活により発症・受傷 □ 避難生活により悪化 □ 避難生活の影響なし 原発事故による 避難生活 上記理由 XXX に起因の有無 当該傷病による就労不能の有無 1.なし 2.あり 就労不能 の有無 平成 23 年 5 月 15 日 ~ 平成 23 年 7 月 10日 就労不能があったと考えられる期間 XXX 検査所見 症状経過 XXX 治療経過 XXX 診療年月 上項の傷病名に関わる通院治療日(往診日も含む)に○印をつけてください。 各月合計 23年9月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 😵 29 30 31  $\Box$ 年 月  $\Box$ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 年 月 通院状況表 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31  $\Box$ 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31  $\Box$  $\Box$ 合計 上記のとおり証明(診断)します。 平成23 年 9 月 28 日 医療機関名 医療法人〇△会 ○△病院 所在地 福島県〇〇郡〇〇町XXX-XX TEL XXXX-XX-XXXX XX XX 医師名 123456789

## 留意点

- ■医療費のご請求にあたり以下に該当する場合、受診された医療機関に記入していただき、 請求明細とともにご提出いただく書類です。
  - ・請求累計額100,000円以上の場合
  - ・100,000円未満の方で、慰謝料を請求される場合
- ■上記以外の場合でも生命・身体的損害による就労不能損害をご請求されるときは、ご提出が必要となります。
- ■当該書類は別冊に綴じております。
- ●診療期間欄の診療期間のうち、今回のご請求対象期間にかかる期間を、B5-2 生命・身体 的損害にかかる請求明細(2/3)の 3 慰謝料 A.診療期間欄にご記入ください。
- ●就労不能期間が終了した後の期間において診断書に就労不能ありと記載されている場合は、 B5-7 生命・身体的損害にかかる請求明細 別紙 3 にてご請求ください。
- ●通院状況表の合計日数のうち、今回のご請求対象期間にかかる日数を、B5-2 生命・身体 的損害にかかる請求明細(2/3)の 3 慰謝料 B.実際に治療を受けた日数欄にご記入 ください。